



(2025年2月19日以降の申込み用)

## 延長保証保険

### 「検査コース」のご案内



住宅瑕疵担保責任保険法人

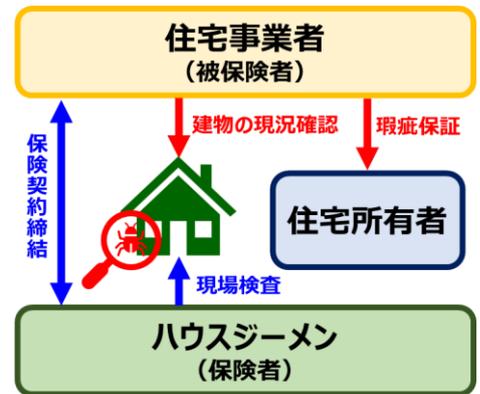
株式会社 ハウスジーマン

## 1. 保険の概要

15年周期のメンテナンスを前提に、新築から10年経過時やメンテナンスコースが満了するタイミングで5年間の保証を継続し、満了時にメンテナンスの獲得を目指す住宅事業者が加入するかし保険です。

メンテナンス実施時にメンテナンスコースに加入することで、この保険の満了からシームレスに延長保証を継続できます。

塗膜を含めた15年保証を提供するために、メンテナンスコースから継続利用を行うといった使い方も可能です。



15年目にメンテナンスを行い、以降15年周期の延長保証を提供する場合																																								
築年数	...	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30																	
保険期間			5年																																					
加入可能期間			●					●	●																															

10年目にメンテナンスを行い塗膜を含めた15年保証を提供する場合																																									
築年数	...	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30																		
保険期間																																									
加入可能期間			●																																						

> 延長保証保険の活用事例集はこちらからダウンロードできます

### point

- ・メンテナンスコースとの組合せで、15年周期のメンテナンスを前提としたシームレスな延長保証を提供できます。
- ・メンテナンスコースから塗膜補償を継続できるので、使用している塗料の性能に見合った補償を提供できます。

### 検査コース利用にあたっての注意

建物の形状や仕様によってはシーリング材の経年劣化による破断が雨漏れに直結する可能性があります。建物に築年数等に応じて生じる劣化は瑕疵ではないため、保険事故には該当しません。検査コースの利用にあたっては経年劣化が雨漏れに直結する建物でないか事前にご確認ください。

## 2. この保険を利用できる住宅

この保険を利用できる住宅(建物の規模や供給者による制限はありません)	
保険を初回利用する場合	新築時の引渡しから10年以内の住宅
保険を継続利用する場合	メンテナンスコースの延長保証保険に加入中の住宅 (メンテナンスレスで利用したものは対象外です)
補足	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 新築後に建物の耐力性能に影響のある改修を実施した場合は、現行の耐震基準を充足していることが確認できる必要があります。</li> <li>2. 保険を初回利用する場合は、新築時の引渡しから10年経過後も5年間は保険を初回利用できます。</li> <li>3. メンテナンスコースだけでなく、フルリフォーム等を行い、増改築リフォーム保険に加入した住宅も、満了後にこの保険を利用できます。</li> <li>4. メンテナンスレスで利用したメンテナンスコースからの継続利用はできません。</li> <li>5. 保険の継続利用時は、前契約満了前の再加入が原則ですが、やむを得ない事情がある場合に限り1年間は再加入が可能です。</li> </ol>

### point

- ・増改築リフォーム保険に加入した住宅も利用できるので、フルリフォームに新築同様の長期保証という付加価値をプラスできます。
- ・規模に関係なく加入でき、延べ床面積を基準に住棟単位での加入となるなど、共同住宅も利用しやすくなっています。

### 3. 補償内容

#### ○ 保険事故と補償期間

保 険 事 故 と 補 償 期 間				
10年満了日(保険を継続利用する場合は前契約の満了日)の翌日から補償が開始します。				
補償区分	保 険 事 故	事故の具体的事象	補償期間	
標準		耐力性能に関わる事故	梁のたわみや床版の沈み込み	5年
		建物が基本的な耐力性能を満たさない		
		防水性能に関わる事故	外壁や窓廻りからの雨漏れ	
		建物が基本的な防水性能を満たさない		
メンテナンスコースからの継続利用で前契約に付帯した補償を継続利用できます。				
オプション		塗 膜 補 償	前回の保険加入時に塗装した外壁の塗膜面に膨れや剥がれが発生	5年
		施工した塗膜面の膨れや剥がれ		
		タイル剥落補償	前回の保険加入時に ・補修を行ったタイルが落下 ・打診検査を行ったタイルが落下	5年
		打診検査の対象部分を含む建物のタイルの剥落		
補 足	<ol style="list-style-type: none"> <li>10年満了日以降に現場検査に適合した場合は、補償はその日から開始します。</li> <li>継続利用時で、前契約の満了後に現場検査に適合した場合は、その日から補償が開始しますが、補償の終了日は満了日の翌日から補償が開始する場合と変わりません。</li> <li>塗膜補償は、保険の継続利用で前契約となるメンテナンスコースの加入時に15年程度の耐用年数が期待できる塗料を施工している場合に、継続できます。</li> </ol>			

#### point

各保険の満了前にメンテナンスを実施する場合は、新築からシームレスな保証を継続できます。

#### 塗膜補償オプションを継続利用できる塗装工事

	使用する塗料	前契約となるメンテナンスコースの加入時に15年以程度の耐用年数が期待できる、シリコン系、フッ素系、無機系等の塗料を使用していること
point 	15年程度の耐用年数が期待できる塗料を使用している場合は、メンテナンスコースから塗膜補償を継続できるので、塗料の性能にあった塗膜補償を提供可能です。	

#### ○ 保険金額(支払限度額)

基 本 保 険 金 額				
1000万円/棟	2000万、3000万円のオプション保険金額を選択することもできます。			
<a href="#">&gt; 保険料表はこちらからダウンロードできます</a>				
補 償 オ プ シ ョ ン の 支 払 限 度 額				
	塗 膜 補 償	延べ床面積 1000㎡未満	500万円	基本本保険金額以下で次の金額から選択することもできます。
		延べ床面積 1000㎡以上	1000万円	
				100万円
				200万円
				300万円
				500万円
				1000万円
				2000万円
				3000万円
				—
	タイル剥落補償	共 通		次の金額から基本本保険金額以下で選択します。
				500万円
				1000万円
				2000万円
補 足	補償オプションの支払限度額は、基本保険金額の内枠となります。			

## その他の取扱い

	<b>保険開始前の事故の特例</b>	10年満了日より前に検査適合し、保険の開始前に <b>事故が発生し、メンテナンスを原因として新築瑕疵保険等で補償されない場合は、保険の対象</b> になります。
	<b>住宅が売却された場合の保証の引継ぎ</b>	保険期間中に <b>住宅所有者が住宅を売却した場合は、</b> 所定の手続きを行うことで <b>買主に保証を引き継げるため、保険を利用して買主との関係性を構築</b> できます。
	<b>保険期間中の工事の特例</b>	保険期間中の <b>工事も、検査を受けることで保険の対象に追加</b> できるため、 <b>一部のメンテナンスの時期が遅れる場合も、保険期間を通して保証を継続</b> できます。

## お支払いする保険金の範囲と一事故あたりの限度額

	<b>直接修補費用</b>	材料費や労務費等の、 <b>建物を原状回復させるために直接必要となる費用</b>	<b>一事故あたりの限度額なし</b>
	<b>調査費用</b>	修補範囲や方法を特定するための <b>費用</b>	<b>直接修補費用の10%</b> (最低10万円で上限50万円)
	<b>仮住まい転居費用</b>	修補期間中に仮住まいを余儀なくされた場合の、 <b>仮住まいや転居に必要な費用</b>	<b>50万円</b>
	<b>その他</b>	事故に関する紛争を解決するために必要な <b>争訟費用</b> や <b>第三者に対する請求権の保全費用</b>	<b>一事故あたりの限度額なし</b>

## 主な免責事由

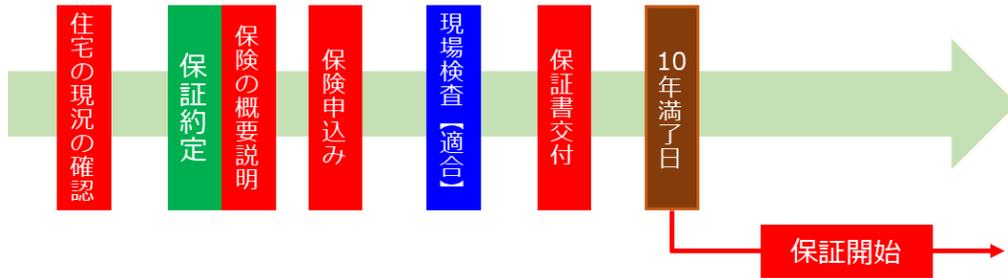
<b>故意・重過失により生じた損害</b>	住宅事業者や住宅所有者等の <b>故意や重大な過失を原因とする損害</b>	
<b>外来の事由等により生じた損害</b>	<b>自然災害や外来の事由</b>	洪水、台風、竜巻、豪雨等の <b>自然災害や、火災、落雷</b> といった <b>外来の事由</b>
	<b>経年劣化等</b>	虫食い、建物の性質による結露、建物の <b>自然の消耗(経年劣化)</b> といった <b>事象</b>
	<b>不適切な維持管理</b>	建物の著しく <b>不適正な使用や維持管理</b>
<b>家財への波及損害等</b>	建物以外の家財が壊れたことによる <b>損害</b> や <b>使用できなくなったことによる損害</b>	
<b>保険加入後の工事の瑕疵</b>	保険の加入後に行われた <b>修補を含む工事の瑕疵</b>	

## 紛争処理に関するサービスの利用

住宅事業者と住宅所有者は、延長保証に関するトラブルが発生した場合に次のサービスを利用できます。

	<b>電話相談</b>	<b>住まいるダイヤル</b> を利用して、 <b>建築士の資格を持った相談員に相談</b> できます。通常窓口はナビダイヤルですが、保険付き住宅専用のフリーダイヤルを利用できます。
	<b>専門家相談</b>	<b>弁護士と建築士に</b> 対面で <b>相談できる事前予約制のサービス</b> を利用できます。(相談時間は1時間で原則無料)
	<b>紛争処理</b>	住宅紛争審査会による <b>裁判外の紛争解決手続き(ADR)</b> を利用できます。手続きは「あっせん」、「調停」、「仲裁」から選択できます。

#### 4. 保険の申込手続き



> [申込みガイドブックはこちらからダウンロードできます](#)

#### ○ 住宅事業者による建物の現況確認(建物の点検)

**建物の現況確認**

住宅事業者は、事前に建物に雨漏れ跡や規定値以上の幅のクラックといった、補修が必要となるような顕在化した不具合事象が生じていないかの確認を行い、報告書を作成します。

**注意**

- ・現況確認は、ハウスジューメンの現況確認マニュアルに従って行います。
- ・現況確認の実施にあたり、指定箇所の写真の撮影が必要です。
- ・現況確認で不具合事象が発見された場合は、その部分を補修しなければ保険に加入できません。
- ・確認結果の有効期間は1年間です。それ以降に保険を申し込む場合は再度確認を行う必要があります。

> [木造・鉄骨造の建物用の現況確認マニュアルはこちらからダウンロードできます](#)

> [RC造の建物用の現況確認マニュアルはこちらからダウンロードできます](#)

> [木造・鉄骨造の建物用の現況確認 実施報告書はこちらからダウンロードできます](#)

> [RC造の建物用の現況確認 実施報告書はこちらからダウンロードできます](#)

**現況確認の実施にあたっての留意事項**

	例外に該当する場合以外は、点検口から覗き込んでの確認を行わないと保険に加入できません。		
<b>戸建住宅</b> (点検口からの確認)	必要となる点検口	確認内容	例外
	床下点検口	床下の確認	土間床にしているなど床下空間がない
	小屋裏点検口	小屋裏の確認	勾配天井などの小屋裏空間がない
<b>共同住宅</b> (住戸内の確認)	分譲マンションや賃貸物件では、住戸に立ち入っての確認は行わず、住宅所有者や管理組合、管理会社から指定住戸に雨漏れ等の不具合事象が発生していないか確認し、発生状況を申込時に申告します。		
	RC造	最上階の住戸	木造・鉄骨造 住棟内の全ての住戸

#### point

現況確認は、実施する住宅事業者の負担が大きくなるよう確認内容をシンプルに絞り込んでいます。

#### ○ 延長保証と保険の概要説明

住宅事業者は「概要説明書」を使用して住宅所有者に延長保証の概要と保険の内容のうち住宅所有者に関わる部分を説明し、「契約内容確認シート」に記名押印を取り付けます。

> [概要説明書はこちらからダウンロードできます](#)

> [概要説明動画にははこちらからアクセスできます](#)

> [契約内容確認シートはこちらからダウンロードできます](#)



#### point

・延長保証と保険の概要説明には、ハウスジューメンのホームページで公開している概要説明動画を利用できます。

・概要説明動画には、「概要説明書」右上の二次元バーコードからスマートフォン等で直接アクセスできます。

## ○ 保険の申込み

保険の申込みは、**建物の現況確認の実施後**にハウスジーマンのポータルサイトから行います。後掲の検査特例を利用する場合は**現況確認の実施日から3ヶ月以内**の申込みが必要です。

[> ポータルサイトにはこちらからアクセスできます](#)

[> 既存共通の web 申込みマニュアルはこちらから確認できます](#)

## ○ 現場検査

ハウスジーマンは、**申込みの受理後に現場検査(建物の現況の確認)**を行います。現場検査の確認内容は建物の現況確認と同内容です。

 検査特例	次の場合は、現場検査を省略できます。	
	現況確認がいずれかの者により行われている場合	・既存住宅状況調査技術者の有資格者 ・住宅事業者の委託を受けたハウスジーマンの現場検査の受託検査機関や登録検査会社
	住宅事業者がいずれかに該当する場合	・現況確認マニュアルと同等以上の内容で自社の点検基準を定めている ・ハウスジーマンの現場検査の受託検査機関や登録検査会社である
<b>事前申請が必要な検査特例</b>		
自社で点検基準を定めている場合と、検査委託を前提とする検査特例の適用を受ける際は、事前の申請が必要です。		
<a href="#">&gt; 自社で点検基準を定めている場合の検査特例の適用申請書はこちらからダウンロードできます</a>		
<a href="#">&gt; 検査機関への委託を前提とする検査特例の適用申請書はこちらからダウンロードできます</a>		

### point

- ・検査特例の適用のために、資格者による現況確認の実施を必須としていないため、社内外のリソースを有効に活用できます。
- ・検査特例を活用することで、建物の現況確認への2回の立ち合いという住宅所有者の検査負担を軽減できます。

## ○ 保証書の交付

住宅事業者は**住宅所有者に「保証書(指定書式)」**を交付します。

[> 保証書のひな形はこちらからダウンロードできます](#)

### point

受理時に使用する保証書をポータルサイト上で提供するので、作成する必要はありません。提供を受けたものを使用してください。

## ○ 保険証券の発行

**現場検査への適合後に「保険証券」**を発行します。

 web証券	・住宅事業者が希望する場合は、 <b>保険証券</b> をポータルサイト上で <b>web証券</b> として発行します。
	・郵送に要する時間を待たずに <b>発行後すぐに保険証券と付保証明書</b> を受け取れます。
	・保険証券は、 <b>保険期間中いつでもポータルサイトから閲覧</b> できます。
	・住宅所有者に提供する付保証明書は、 <b>ダウンロードした電子ファイル</b> でもOKです。

### point

保険証券の発行に施工中検査を行う場合の写真提出以外の手続きはありません。与信事業者扱いとなる場合は保険料の支払時期に関係なく、検査に適合したタイミングで保険証券を発行します。

## 5. 事業者届出等

ハウズジーマンの届出事業者は、この保険にあたり事前の手続きは不要です。そうでない場合は事前に事業者届出等が必要  
です。届出は、事業者届出書に次の書類を添付して行います。

[> 事業者届出書はこちらからダウンロードできます](#)

事業者届出時の提出書類		
共通	預金口座振替依頼書(指定書式) <a href="#">&gt; はこちらからダウンロードできます</a>	
住宅事業者が法人である場合に提出	法人登記の登記簿謄本(全部事項証明書)	
建設業許可を受けている場合に提出	建設業許可証 or 建設業許可通知書	
宅建業免許を持っている場合に提出	宅建業免許	

登録料と有効期間	事業者届出は無料で登録料は掛かりません。また、有効期間はなく更新手続きもありません
----------	---

**point** 

振替口座の登録を行い、保険料の支払いを口座振替で行う場合は、一定の利用実績がなくても初回の申込みから与信事業者として取り扱うため、保険証券の発行を急ぐ場合も安心です。

## 6. 提出書類

申込時の提出書類		
共通 		現地案内図
		現況確認 実施報告書(指定書式) <a href="#">&gt; 木造・鉄骨造用の書式はこちらからダウンロードできます</a> <a href="#">&gt; RC 造用の書式はこちらからダウンロードできます</a>
		平面図と立面図
		★10年満了日が確認できる書類
		契約内容確認シート(指定書式) <a href="#">&gt; はこちらからダウンロードできます</a>
オプション	状況調査技術者の検査特例を利用する場合	状況調査技術者の資格者証
	性能評価付き住宅の場合	建設住宅性能評価書
	長期優良住宅の認定を受けた住宅の場合	長期優良住宅の認定通知書 維持保全計画に従った点検の実施が確認できる資料
補足	1. 新築後に建物の耐力性能に影響のある改修を実施した場合は、申込時に新耐震基準等の充足が確認できる資料の提出が必要です。 2. 現況確認が維持保全計画に定める点検に該当する場合は、「点検の実施が確認できる資料」は「現況確認 実施報告書」と兼ねること で構いません。	

「★10年満了日が確認できる書類」は次のとおりです。

初回の延長保証からの保険利用の場合 (いずれか)	建物の登記簿謄本 (取得時期は問いません)
	新築時の引渡日が確認できる住宅事業者等が作成した書類
	新築瑕疵保険の保険証券等の書類
2回目の延長保証からの保険利用の場合	上記のいずれかの書類に加えて、 1回目の延長保証の満了日が確認できる保証約定書等の資料
増改築リフォーム保険からの続けるの保険利用の場合	増改築リフォーム保険の保険証券等の書類

(注) 本紙は保険商品の内容の全てを記載するものではありません。詳細については約款集や重要事項説明書を参照してください。



## 株式会社 ハウスジーメン

国土交通大臣指定 住宅瑕疵担保責任保険法人 第5号  
 国土交通大臣登録 住宅性能評価機関 第18号  
 住宅金融支援機構 適合証明検査機関

〒105-0004

東京都港区新橋 4-3-1 新虎安田ビル

【お問合せ】

受付センター	TEL	03-5408-8486
	E-mail	info@house-gmen.com

©2025 株式会社ハウスジーメン